



日東物流がより働きやすい環境の実現に向け就業規則を改定 業務中のあらゆる事故損害金の従業員負担をゼロに

千葉県・四街道市で冷凍・チルド帯の食品を中心とした運送事業を展開する株式会社日東物流（本社：千葉県四街道市、代表取締役 菅原拓也）は、従業員（ドライバー）がより安心して業務に従事できる職場環境を目指して就業規則を改定、2020年10月1日より、業務中に発生した車両・人身・商品などあらゆる事故に対する損害金の従業員負担を廃止いたしました。

物流・運送業務において、切っても切れない事故。

程度の大小はあれど、人身、物損（車両、商品）事故ともに日常的に発生しています。最近ではスマートフォンの走行中の使用や、あおり運転など、事故の原因や種類も多様化しています。これら事故が発生した場合、過失の多寡は加味されつつも、ドライバーが一部もしくは全額を負担するといった、危険も責任も同時に負わされるというケースが多く存在します。これは、対外的には、使用者責任の観点から、他者への損害は会社が責任を負う形をとるものの、社内的には、民法上の求償権に則り、従業員に責任を負うよう請求ができることによるものです。

当社は、従業員の健康こそがサービスの維持・向上につながると考えています。

この理念のもと、当社はこれまで、働きやすい労働環境の提供や安全管理の徹底といった、従業員の生活と安全の向上に向けた様々な取り組みを行うなど、業界に先駆けた取り組みを数多く行ってまいりました。今回の就業規則改定による、すべての事故損害金の従業員負担の撤廃は、こうした考えに基づいたものであり、より従業員が安心できる労働環境の実現こそが、従業員の“心のゆとり”や“心の健康”に繋がり、これが安全運転意識の向上や、注意力の維持、ひいては全ての人々にご満足頂けるサービスにつながると考えています。

私たち日東物流は、「お客様に最高の輸送サービスを提供すること」を通して豊かで安全な社会を作るため、従業員の健康と生活の質の向上に積極的に取り組んでいます。そして、社会の変化や業界の課題に積極的に対応し、新しい時代に求められる最高の輸送サービスを提供するため、より良い方向へ変化し続けています。

<就業規則 改定のポイント>

- 人身事故：
全額保険適用による会社負担（従来と変更なし）
- 車両事故：
改定前：従業員個人の事故回数や修理費用に応じて段階的に負担額を規定、従業員負担とする
改定後：従業員負担は無し
- 商品事故：
改定前：実際の損害額に応じて段階的に負担額を規定、従業員負担とする
改定後：従業員負担は無し

